平成２２年（フ）第３５１２号
岐阜県各務原市緑苑北３丁目20番地
債務者　烏野　　猛
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　満宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３３号
岡山県備前市伊部2262番地の２、住民票上の住所兵庫県赤穂市浜市105番地の１
債務者　樋本　篤樹
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１７６号
宮城県柴田郡大河原町金ケ瀬字土手下40番地
債務者　横山　政弘
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第６００号
群馬県前橋市三俣町１―49―２　伊藤寿方、住民票上の住所群馬県高崎市寺尾町2346番地７
債務者　伊藤　公喜
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川亮輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６０１号
群馬県前橋市三俣町１―49―２　伊藤寿方、住民票上の住所群馬県高崎市寺尾町2346番地７
債務者　伊藤よし江
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川亮輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第８４８１号
愛知県愛知郡長久手町大字長湫字東原山25番地　藤ケ丘ガーデン第２・606号
債務者　仲西　　豊
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井啓太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０５８号
大阪市平野区加美南１丁目８番15号　マンション太平第８号館306号
債務者　阪本　成生
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０５９号
大阪府八尾市太子堂４丁目３番18―203号
債務者　阪本　孝旺
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１１４号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番12―211号
債務者　西本　雄一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沼田　洋祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７５号
福島県双葉郡富岡町字夜の森北１丁目71番地
債務者　山田　勝雄
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　　一将
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第９０７号
静岡県藤枝市水守301番地の６、旧住所静岡県藤枝市下藪田757番地の２　メゾン藪田101号
債務者　早川　友義
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　孝明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３９１号
さいたま市南区白幡４丁目24番16号　奥田ハイツ101
債務者　太田　幸雄
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗像　英明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
大分市大字常行８番地の４
債務者　溝邊　春喜
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北園　勝蔵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第８５６３号
大阪市東住吉区公園南矢田１―４―17　特別養護老人ホームくつろぎ内、住民票上の住所大阪市中央区日本橋２丁目12番23号
債務者　渡邊　道子（旧姓坂原）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０１９号
大阪市東淀川区豊里７丁目７番17号
債務者　梶原　敏彦
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２６０号
大阪市城東区中浜３丁目18番21号
債務者　道本ハル子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　隆司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２９８号
大阪市東淀川区南江口１丁目２番114―506号
債務者　吹田　大輔
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　愼吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部